UPC（統一特許裁判所）のロングアーム管轄の理論
―Fujifilm対Kodak事件を整理する―

1．はじめに

欧州特許3511174号（以下、「EP’174」と称します。）を侵害したとしてFujifilmがKodakグループ企業３社を訴えた事件において、UPC控訴裁判所（Court of Appeal of the Unified Patent Court：CoA）は、2026年６月２日の判決[1]で、UPCが上記特許の英国国内部分に関する侵害訴訟についても管轄権を有し得ることを示しました。本判決は、UPCの「ロングアーム管轄権」の存在を前提に、その具体的な射程を示した控訴審判決として注目されています。本稿では、この事件の経緯を、背景となる判決とともに整理します。

2．第一審について

被告であるKodakグループ企業はいずれもドイツに所在しており、侵害とされた行為もドイツ市場との関連を有していました。このため、事件の元々の訴えは、ドイツにあるUPCマンハイム地方部（MLD）に提起され、2023年10月17日に同地方部によって受理されました。なお、Fujifilmは、別の欧州特許に基づき、同じKodakグループ企業を相手としてデュッセルドルフ地方部にも侵害訴訟[2]を提起しています。Fujifilmは出訴する地方部を戦略として使い分けた可能性があります。

訴えにおいて、Fujifilmは、Kodakグループ企業によるドイツ及び英国における特定の製品の製造、販売の申出、市場への投入及び保管がEP’174のドイツ国内部分及び英国国内部分を侵害するとして、当該製品の差止め及び損害賠償等を請求しました。MLDは、2025年４月２日にドイツ国内部分についての判決[3]を出し、次いで2025年７月18日に英国国内部分についての判決[4]を出しました。つまり、MLDは、ドイツ及び英国に関する争点をそれぞれ分離して処理したのです。この背景には、2025年２月25日に欧州司法裁判所（CJEU）が下したBSH対Electrolux事件に関する判決[5]があります。

3．BSH対Electrolux事件について

こちらの事件は、ElectroluxがBSHの保有する欧州特許を侵害したとして、UPC発足前からスウェーデンの裁判所で審理されていました。その中で、Electroluxは、係争の欧州特許の各国国内部分の有効性が争われる以上、スウェーデンの裁判所は（英国及びトルコ等のEU非加盟国を含む）他国の国内部分の侵害訴訟を審理する管轄権を有さないと主張しました。スウェーデン控訴裁判所は、これらの争点につき、CJEUに先決裁定を付託しました。というのも、欧州連合域内における裁判管轄権を定めたブリュッセルIa規則では、被告が住所等を有する国の裁判所で訴えられるべきであるという被告住所地主義（４条１項）が規定されている一方、特許の有効性については、その特許が付与された国の裁判所だけが判断できるという専属管轄権（24条４項）が規定されており、果たして被告住所地裁判所（スウェーデンの裁判所）は外国国内部分について無効の抗弁が提出された場合に管轄権を失うのか、及び専属管轄権はEU非加盟国（第三国）[6]の裁判所にも適用されるのかの点で判断に迷ったためです。

付託に対する判決において、CJEUは、EU

加盟国の被告住所地裁判所は、他のEU加盟国で付与された特許の侵害を審理する管轄権を有し、その特許の有効性が争われた場合であっても、依然として管轄権を有するという解釈を示しました。また、CJEUは、専属管轄権は、その特許が付与されたEU加盟国の裁判所に属するとも示しています。一方、CJEUは、専属管轄権は第三国の裁判所には適用されず、EU加盟国の被告住所地裁判所は、当該第三国で付与された特許の有効性について判断する管轄権を有すると示しました。しかし、その判断は当該第三国における特許の存否や内容に影響を与えるものではなく、あくまで当事者間においてのみ効力を有するにとどまるとされました。

４．MLDの判決

CJEUの判決を受けて、MLDは、上述した2025年７月18日の判決において、UPCが英国国内部分の侵害訴訟に対する管轄権を有すること、UPCには英国国内部分を無効にする権限はないこと、UPCが英国国内部分の有効性を判断するとしても、その効力は当事者間にとどまることを示しました。MLDは、判決においてドイツ及び英国における侵害を認定する等、全体としてFujifilmに有利な判断をしました。Kodak側は、ドイツ及び英国の双方に関し、侵害訴訟及び無効請求についてCoAに控訴しました。これらの控訴がCoAでまとめて審理された結果、冒頭の2026年６月２日の判決が出されるに至りました。

５．CoAの結論

CoAは、CJEUの判決にも言及しつつ、管轄権に関するMLDの上記判断は妥当であると結論付けました。特に、CoAは、UPC制度の対象外の諸国で有効化された欧州特許の国内部分も（オプトアウトされていない限り）UPCの対象となることを明示しました。CoAは、さらに発展して、UPCは欧州特許条約（EPC）締約国であってUPC制度の対象外の国の国内部分の無効そのものは判断しないが、侵害訴訟については一定条件の下で審理し、必要に応じて当該国の裁判所による有効性判断を待ったり、条件付きの差止命令を出したりする、という運用指針を示しました。

表：CJEU判決とCoA判決との対応関係

判断主体	対象	特許の有効性判断	法的枠組み
CJEU	EU加盟国裁判所	EU非加盟国	ブリュッセルIa規則
CoA	UPC	UPC制度外の国	UPC協定

６．おわりに

英国はUPC制度の対象外の国である上、EU加盟国との間で判決をどのように扱うかの取り決めがなく、充分な先例も未だ蓄積されていません。従って、UPC判決の英国内における実効力は依然として不透明です。しかし、１件のUPC訴訟で、EPC締約国であってUPC制度の対象外の国における欧州特許侵害に対する判決を得られる可能性が示されたことは、被疑侵害者にとってプレッシャーとなり得ます。この点をどう評価するかにより、オプトアウトの選択や有効化国の選定といった欧州特許戦略を調整する必要がありそうです。

1　UPC_CoA_312/2025，880/2025，333/2025，882/2025
2　UPC_CFI_355/2023
3、4　UPC_CFI_365/2023
5　C-339/22
6　現在、EPC締約国に限るのかEPC非締約国までも含むのかで解釈が分かれている。

筆者紹介

大古場　ゆう子

2017年弁理士登録。大阪府内の特許法律事務所に勤務した後、2025年1月にＴＭＩ総合法律事務所（大阪オフィス）に入所。主として機械系、ソフトウェア系、材料系の特許権利化、鑑定、訴訟等に携わる。